

# 北海道スペースポート運営事業等 実施方針

令和8年4月

大樹町

## 目 次

はじめに .....	1
第 1. 特定事業の選定に関する事項 .....	2
1. 本事業の事業内容に関する事項 .....	2
(1) 事業名称 .....	2
(2) 公共施設等の管理者の名称 .....	2
(3) 本事業の目的及び運営方針 .....	2
(4) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等 .....	2
(5) 事業期間 .....	4
(6) 事業方式 .....	4
(7) 本事業における利用料金の設定及び收受 .....	6
(8) 本事業における費用負担 .....	6
(9) 本事業の範囲 .....	7
(10) 本事業の実施に当たり配慮すべき事項 .....	7
(11) 要求水準書（案） .....	8
(12) 更新投資等の取扱い .....	8
(13) 計画及び報告 .....	9
(14) 町から運営権者への職員の派遣等 .....	9
(15) 運営権者が支払う本事業の運営権対価等 .....	9
2. 特定事業の選定及び公表に関する事項 .....	10
(1) 特定事業の選定基準 .....	10
(2) 選定結果の公表 .....	10
第 2. 運営事業者の選定に関する事項 .....	11
第 3. 運営事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .....	12
1. 本事業の前提条件 .....	12
(1) 事業開始日以降に町が実施予定の工事 .....	12
(2) 射場の供用開始時期 .....	12
2. リスク分担の基本的な考え方 .....	12
(1) 不可抗力 .....	12
(2) 契約不適合責任 .....	13
(3) 法令等変更等 .....	13
(4) 需要の変動その他経営困難 .....	13
3. モニタリング等 .....	13
4. 運営権者の権利義務に関する制限及び手続 .....	14
(1) 運営権等の譲渡等 .....	14
第 4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 .....	15

1. 本事業の対象施設	15
2. 対象施設の立地に関する事項	15
(1) 射場 (LC1)	15
(2) 多目的航空公園施設 (LC1 を除く部分)	15
第5. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
1. 実施契約に定めようとする事項	16
2. 疑義が生じた場合の措置	16
3. 管轄裁判所の指定	16
第6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	17
(1) 運営権者の事由による実施契約の解除	17
(2) 町の事由による実施契約の解除又は終了	17
(3) 不可抗力による実施契約の解除又は終了	18
(4) 法令等変更 (特定条例等変更を除く。) による実施契約の解除又は終了	18
(5) 特定条例等変更による実施契約の解除又は終了	19
(6) 需要の変動その他経営困難	19
2. その他の事由により本事業の継続が困難となった場合の措置	19
3. 金融機関又は融資団と町との協議	20
第7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	21
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	21
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	21
3. その他の措置及び支援に関する事項	21

## はじめに

大樹町（以下「町」という。）では昭和 60 年より「宇宙のまちづくり」が進められ、1,300m の滑走路を有する多目的航空公園や JAXA の実験施設では日々様々な研究・開発実験が行われている。

令和 3 年 4 月、町は、「北海道に、宇宙版シリコンバレーをつくる」という計画の実現に向け、民間にひらかれた宇宙港「北海道スペースポート」を本格稼働させた。

令和 8 年 10 月には、北海道スペースポートの中核となる新たなロケット射場「Launch-Complex1」（以下「LC1」という。）の供用開始が予定されている。

町は、LC1 供用開始後の北海道スペースポートの運営手法として、大樹町多目的航空公園及び LC1 等を対象に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI 法」という。）に基づくコンセッション（公共施設等運営権）方式の導入を検討している。

このため、北海道スペースポートの運営事業（以下「本事業」という。）に関し、PFI 法に基づく特定事業の選定及び本事業を実施する運営事業者の選定を行うにあたり、PFI 法第 5 条第 1 項の規定の定めるところにより、実施方針を策定したので公表する。

## 第 1. 特定事業の選定に関する事項

### 1. 本事業の事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

北海道スペースポート運営事業等

#### (2) 公共施設等の管理者の名称

大樹町長 黒川 豊

#### (3) 本事業の目的及び運営方針

北海道スペースポートは、民間にひらかれた宇宙港を実現し、宇宙産業のインフラとして世界及び我が国の宇宙産業や各産業の競争力強化に貢献することが期待されている。

北海道スペースポートは北緯 42 度に位置し、ロケット打上げ方向である東と南が太平洋でひらけていることや航空路や海上航路との干渉が比較的少ないとされることから、打上げ日時の確保がしやすいという強みを有している。

さらに十勝平野は高い晴天率を誇るとともに、とちち帯広空港へのアクセスも近く、十勝の中心部である帯広駅にも 1 時間ほどで到着する立地である。

本事業は、北海道スペースポートを宇宙版シリコンバレーの中核拠点として運営するとともに、ひらかれた宇宙港となることを目指し、PFI 法に基づいたコンセッション方式による運営等を行うことで、民間事業者のノウハウと創意工夫を活用して、効率的な運営や利用促進による収益拡大、宇宙港としてのポテンシャルの最大化などを図ることにより、町民の利益につなげることを目的とするものである。

#### (4) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等

本事業の実施に当たっては、PFI 法のほか、以下の各種関連法令等に留意する必要がある。

##### ① 法令

- ・ 宇宙基本法
- ・ 宇宙活動法（人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律）
- ・ 宇宙資源法（宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律）
- ・ 衛星リモセン法（衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律）
- ・ 航空法
- ・ 会社法
- ・ 地方自治法
- ・ 個人情報保護法

- ・ 補助金適正化法
- ・ 財政法
- ・ 会計法
- ・ 国有財産法
- ・ 建築基準法
- ・ 消防法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設業法
- ・ 労働基準法
- ・ 作業環境測定法
- ・ じん肺法
- ・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法
- ・ 道路運送法
- ・ 道路運送車両法
- ・ 水道法
- ・ 森林法
- ・ 環境基本法
- ・ 自然環境保全法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 文化財保護法
- ・ 警備業法
- ・ 災害対策基本法
- ・ その他関係法令

## ② 条例

- ・ 大樹町多目的航空公園条例

- ・ その他関係条例

## (5) 事業期間

### ① 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、射場運営事業が開始される日から、15年後の応当日の前日（第1. - 1. - (5) -②の定めにより事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「事業終了日」という。）までをいう。

### ② 本事業期間の延長

実施契約に定める事由が生じた場合、運営権者及び町は、事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、運営権者と町が協議により第1. - 1. - (5) -③の規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、事業期間を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。

また、上記の合意延長とは別に、運営権者が、町に対して、本事業終了日の4年前の応当日までに期間延長を希望する旨の届出を行った場合、第1. - 1. - (5) -③の規定の範囲内で15年以内の運営権者が希望する期間だけ、本事業の期間を延長することができる（以下かかる期間延長を「オプション延長」という。）。

合意延長及びオプション延長の実施は1回に限るものではない。

### ③ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権の設定を受けた日から事業終了日までとする。

なお、運営権の存続期間は、第1. - 1. - (5) -②に定める事業期間の延長があった場合を含め、運営権の設定を受けた日の30年後の応当日の前日を超えることはできない。

運営権の存続期間は本事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

## (6) 事業方式

### ① 運営権の設定

本事業を実施する者として町により選定された事業者（以下「選定事業者」という。）は、町から運営権設定対象施設について運営権の設定を受けて、運営権者となる。

運営権者は、町との間で実施契約を締結し、これに定めるところにより、事業開始日等までに必要な業務の引継ぎを完了させ、本事業を実施する。

## ② 運営権設定対象施設の貸付等について

運営権者は、運営権設定対象施設に係る無償貸付契約を締結することで、実施契約等に記載される条件で、運営権設定対象施設について第三者へ転貸することができる。

なお、本事業用地上には町以外の第三者の所有物が存在するため、運営権者はあらかじめ定められた条件で、当該第三者所有物の設置部分の土地を貸し付けるものとする。

## ③ 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い、本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは、次のとおりである。

### A) 運営権

事業終了日に、運営権は消滅する。

### B) 運営権設定対象施設

事業終了日又はそれ以降の町が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を町又は次期事業者（第1.-1.-(6)-③-D)に定める次期事業者をいう。）に引き渡さなければならない。

なお、運営権者は、運営権設定対象施設の投資として、実施契約に定める投資（新設・拡張した施設の機能維持のための投資を除く。）を行おうとする場合、実施契約に定める手続により、事業期間終了時点で当該投資の結果残存している価値に相当する金額を町が負担すること（以下、当該負担金額を「残存価値相当費用」という。）を求めることができる。この場合において、実施契約に定める一定の要件（事業期間内の投資回収が困難であって、事業終了日以降に残存価値相当費用を上回る受益が見込まれる投資であると町が認める投資であること等）を満たすときは、町は実施契約により認められる範囲において残存価値相当費用として事業終了日時点での簿価相当額を負担する。なお、かかる残存価値相当費用の支払方法等については実施契約で定めるとおりとする。

### C) 運営権者の所有する資産等

町又は次期事業者は、運営権者の所有する資産のうち必要と認めたものを買収することができる。

本事業の実施のために運営権者が所有する資産（町又は次期事業者が買収する資産を除く。）については、すべて運営権者の責任において処分し、そ

の費用を負担しなければならない。

第 1. - 1. - (6) -② に定める町と運営権者の間で締結した無償貸付契約については、事業終了日に解除される。

#### D) 業務の引継ぎ

町は、事業期間終了後の北海道スペースポートの運営方針を検討したうえで、町以外の第三者に北海道スペースポートの運営を行わせる場合には、事業期間終了の一定期間前に新たな事業者（以下「次期事業者」という。）を選定する予定である。

町又は次期事業者に対する業務の引継ぎは、原則として事業期間中に行うこととし、運営権者は自らの責任により適切な引継ぎを行い、その費用を負担する。

#### (7) 本事業における利用料金の設定及び收受

運営権者は、PFI 法その他関連法令に従い、運営権設定対象施設について自由に利用料金を設定、收受し、その収入とすることができる。但し、別途町が提示する条件に従う必要がある。

#### (8) 本事業における費用負担

本事業における費用については、下記①から②及び実施契約に特段の定めがある場合を除き、その実施に要するすべての費用を運営権者が負担する。

##### ① 大規模修繕・大規模更新

大規模修繕（運営権設定対象施設を初期の水準に回復させるために行われるもの）及び大規模更新（技術革新や需要の変化等をふまえ運営権設定対象施設の機能拡張や性能向上のために行われるもの）は原則として町が実施するものとし、その実施にあたって町及び運営権者は、大規模修繕及び大規模更新の必要性、内容、費用負担及び事業期間終了時の残存価値の精算等について、実施契約に定める手続により協議を行う。

##### ② 運営に係る費用負担

###### A) 費用負担の基本的考え方

町は、実施契約に定められた範囲内で本事業の運営に係る費用を支出する。

###### B) 費用負担額

運営権者は、本事業の運営について、別途町が定める費用負担上限額の範囲内において、町から運営費用相当額の支援を受けるものとする。

町による運営費用の負担を要しないこととなったときは、運営権者は第 1. - 1. - (15) -②の定めに従いプロフィットシェアの支払いをするものとする。

町は、各年度の負担額を実施契約に定める手続に従い支出する。町は、支払にあたり、負担額とは別に消費税及び地方消費税を支払うものとする。

#### (9) 本事業の範囲

本事業の範囲は以下の①から③に掲げるものとする。但し、①に定める業務の一部及びこれに要する費用は、町が指定する期間において町が定める範囲内で町が実施し、その費用を負担する。これらの詳細は、要求水準書（案）において示す。

なお、運営権者は、事業期間中、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、法令等を遵守の上、第三者に委託し又は請け負わせることができる。当該業務委託を行ううえで運営権者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、公共施設等運営権実施契約書（案）及び要求水準書（案）において示す。

##### ① ロケット射場（LC1）運営事業

- A) 射場施設等運営業務
- B) 射場施設等維持管理業務
- C) その他附帯事業

##### ② 多目的航空公園（LC1 を除く）運営事業

- A) 多目的航空公園（LC1 を除く）運営業務
- B) 多目的航空公園（LC1 を除く）維持管理業務
- C) その他附帯事業

##### ③ 運営権者が任意で行う事業

- ・ 運営権者が任意で実施する事業・業務

#### (10) 本事業の実施に当たり配慮すべき事項

##### ① 公益目的における利用調整

町は、公益上必要と認められるときは、自ら運営権設定対象施設を利用することができる（以下、当該利用を「公益目的利用」という。）ものとし、利用日又は利用期間を事前に運営権者に通知するものとする。

公益目的利用にあたり、町が運営権者に支払う費用は次のとおりとする。

- ア 公益目的利用通知よりも前に、当該日又は当該期間について打上日の通知を町が受けていた場合

打上日を変更又は取り消すことにより運営権者に生じる損害額  
イ ア以外の場合  
無償

なお、町は、公益目的利用通知に先立ち、運営権者の意見を聴取するものとする。当該意見聴取にあたり、それを拒否する合理的理由がない限り、打上企業等がこれに同席することを妨げない。

## ② 任意事業

運営権者は、第 1. - 1. -(9) -①及び②の実施義務を負う業務のほか、これらの業務に関連する事業として、関連法令を遵守し、北海道スペースポートの機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、事前に町の承認を得る必要と考える事業を行うことができる。

## (11) 要求水準書（案）

町は、運営権者によって本事業が適切に実施されること等を目的として要求水準を定める。

## (12) 更新投資等の取扱い

### ① 更新投資等の内容

運営権者は、運営権設定対象施設について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断及び費用負担で維持管理（更新投資）を行うことができる。

ただし、運営権者は、運営権設定対象施設について、PFI 法に定める建設及び改修を行うことはできない。

また、運営権者は、実施契約に定めるところにより、任意業務の実施に伴い必要となる施設（運営権設定対象施設を除く。）について、自らの費用負担で投資（維持管理（更新投資）に限らない。）を行うことができる。

### ② 投資完了後の取扱い

運営権者が運営権設定対象施設に対して維持管理（更新投資）を実施したときは、投資完了後、当該部分の所有権を町に無償で帰属させた上で、当該対象部分は、運営権設定対象施設として運営権者が運営等を行うものとする。

任意事業の実施に伴い必要となる施設は、運営権者の所有となる。

### (13) 計画及び報告

#### ① 計画

運営権者は、本事業について、事業期間全体に係る事業計画(マスタープラン)、5年ごとの中期計画、1年度ごとの単年度計画(更新投資に関する計画を含む)、を作成し、町に提出するものとする。

運営権者は、承認された計画に従って本事業を実施する。

#### ② 報告

運営権者は、事業期間中、実施契約に定める報告書等を作成し、町に提出する。

### (14) 町から運営権者への職員の派遣等

運営権者は、希望する場合には、運営事業に関連する町職員の派遣に関する協議を町に申し入れることができる。

### (15) 運営権者が支払う本事業の運営権対価等

#### ① 運営権対価

本事業は我が国に例を見ない公設のロケット射場の運営事業を行うものであり、現時点で想定される射場運営は公的負担を要することが見込まれることから、運営権対価の支払いは要しないものとする。

但し、本事業の運営開始後に、環境等の変化によって運営にあたり公的負担を要しないこととなったときは、②に定めるプロフィットシェアにより本事業の収益を町と運営権者で配分するものとする。

#### ② プロフィットシェア

運営権者の創意工夫によって生じる収入増及び経費節減による支出減については、原則として運営権者に帰属させることとする。ただし、一定の収入額を超えた分について、その一部を町に還元する仕組みを導入するものとする。

具体的には、運営権者の実際の収入額が、あらかじめ合意した水準を超過した場合には、その超過額に対し、あらかじめ合意した比率を乗じた額を町に還元するものとする。詳細は、実施契約書(案)において定める。

## 2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

### (1) 特定事業の選定基準

町は、本事業を PFI 法に基づく公共施設等運営事業として実施することで、本事業を効率的かつ効果的に実施でき、サービス水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業に選定する。

### (2) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その結果を評価内容と併せ、ホームページ等を用いて速やかに公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても、同様に公表する。

## 第2. 運営事業者の選定に関する事項

本事業の規模並びに北海道スペースポートの経緯及び背景をふまえ、町は、運営権者が備えるべき要件として、下記の要件を求めることとした。

(運営権者が備えるべき要件)

- ① LC1 を含む多目的航空公園を熟知し、ロケット射場の安全保安管理の高度な経験を有する者を擁していること
- ② LC1 の所在する町及び十勝地域と強固な連携ができること
- ③ 世界規模で様々な打上企業との人的関係及び連携関係が構築できていること
- ④ 国等が主導する補助事業において採択を受けるなど、ロケット射場の研究開発能力及び実績が広く認められていること
- ⑤ 宇宙を核とした町の活性化を鋭意推進し、知名度の向上等で大きな寄与ができること

上記の要件を満たす唯一の民間事業者として、以下の理由から、町は SPACE COTAN 株式会社を運営事業者として指名選定する。

(指名理由)

- ① LC1 を含む多目的航空公園を熟知し、ロケット射場の安全保安管理の高度な経験を有する者を擁している。
- ② LC1 の所在する町及び十勝地域も出資する会社で、地元と強固な連携ができる。
- ③ 世界の射場運営企業・団体と連携協定を締結する等、世界規模で様々な打上企業との人的関係及び連携関係が構築できている。
- ④ 宇宙戦略基金事業において JAXA から採択を受けており、ロケット射場の研究開発能力及び実績が広く認められている。
- ⑤ 北海道スペースポートの主要な当事者として、宇宙を核とした町の活性化を鋭意推進し、既に知名度の向上等で大きな成果を上げている。

### 第3. 運営事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1. 本事業の前提条件

本事業特有の条件のうち、主なものを以下に記載する。

なお、運営権者は、実施契約等において別段の定めのある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。

##### (1) 事業開始日以降に町が実施予定の工事

運営権設定対象施設については、運営権者による事業開始日以降も引き続いて町が自らの費用負担で一部の工事を実施する可能性がある。その場合における工事の詳細は、実施契約書（案）において定める。

##### (2) 射場の供用開始時期

運営権設定対象施設のうち射場（LC1）については、令和8年10月に供用可能となる予定であり、供用可能となった後に運営権を設定し、実施契約を締結することを予定している。

#### 2. リスク分担の基本的な考え方

町と運営権者において適切な役割分担及びリスク分担を定める。運営権者は、本事業において、その自主性と創意工夫が発揮されるように、利用料金の設定及び収受が原則として自由とされていることに鑑み、本事業に係るリスクは、実施契約等に特段の定めのない限り、運営権者が負うものとする。

また、運営権者は、事業期間中、実施契約において町が定める保険に加入しなければならない。

以下、例外的に町がリスクを負担することがある場合を列挙する。なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）に示す。

##### (1) 不可抗力

町及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる地震、津波、疫病等の事象であって、本事業の実施に直接的に不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）が生じた場合であって、運営権者が付保した保険によっても、これにより運営権者による本事業の継続が困難となったときは、町は運営権設定対象施設の復旧等の対応措置をとる。町が復旧等の対応措置を行ったときは、運営権者は、運営権者が付保した保険契約に係る保険金等を

町が受領することができるよう必要な措置を取らなければならない。

また、不可抗力によって本事業の一部又は全部を実施することができなかった場合、町は、事業期間の延長若しくは実施契約上の義務の一時的免責又はその両方の措置をとることがある。

## (2) 契約不適合責任

運営権設定対象施設について、事業開始日以後1年以内（但し、射場（LC1）については事業開始日以後1年又は初回の上げのいずれか遅い方までの期間）に物理的な欠陥が発見された場合、町は、実施契約に定めるところにより、修補、要求水準の見直し又は当該契約不適合によって運営権者に生じた損失について補償する。

## (3) 法令等変更等

事業期間中に、法令等の変更のうち、実施契約に定める一定の事由を満たす運営権者又は本事業にのみ適用される町による条例変更又は政策変更（以下「特定条例等変更」という。）が生じ、これにより運営権者による本事業の継続が困難となったときは、町は事業の継続のために損失の補償その他の必要な措置を講ずる。なお、合意延長を行うことにより損失の補償に代える場合もある。

## (4) 需要の変動その他経営困難

射場の利用実績が、提案された事業計画又は収支計画の計画値に満たない場合であっても、原則として町は当該需要変動リスクを負担せず、追加の費用負担は行わない。

ただし、宇宙港の運営は前例が乏しく、利用予測に不確実性が伴うことに鑑み、提案された事業計画又は収支計画の計画値と実績値の乖離が一定の基準を超過し、運営権者の赤字が3年以上連続する見込みが生じるなど、運営権者の事業継続に支障が生じると町が認めたときは、町と運営権者は、対応措置（要求水準の緩和、実施契約の合意による解除を含む。）を協議するものとする。その他、詳細は実施契約書（案）において定める。

## 3. モニタリング等

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財政状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、町によるモニタリングを行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合、町は、運営権者に対して是正の

指示等を行うことができる。

#### 4. 運営権者の権利義務に関する制限及び手続

##### (1) 運営権等の譲渡等

運営権者は町の事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について町との間で締結した一切の契約上の地位並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保権の設定その他の方法による処分が出来ないものとする。ただし、運営権者が PFI 法第 26 条第 2 項に基づく許可をあらかじめ得た場合には運営権を譲渡することができる。

#### 第4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### 1. 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下の①～③のとおりである。以下のうち、①及び②を「運営権設定対象施設」といい、運営権者が所有する施設を「非運営権施設」という。

- ① 射場（LC1）（射場（LC1）、プラント設備、組立棟等）
- ② ①以外の多目的航空公園施設（滑走路、多目的航空公園格納庫、宇宙交流センター等）
- ③ 運営権者が所有する施設

##### 2. 対象施設の立地に関する事項

###### (1) 射場（LC1）

所在地	北海道大樹町字美成
敷地面積	約 2.6ha

###### (2) 多目的航空公園施設（LC1 を除く部分）

所在地	北海道大樹町字美成
敷地面積	約 38ha

## 第5. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1. 実施契約に定めようとする事項

町及び運営権者が締結する実施契約に定める主な事項は次のとおりとする。詳細は実施契約において示す。

- ・ 総則
- ・ 公共施設等運営権の設定
- ・ 公共施設等運営権設定対象施設の引渡し
- ・ 事業期間中に運営権者が行う業務
- ・ 更新投資等
- ・ 利用料金の設定及び收受等
- ・ リスク分担
- ・ モニタリング
- ・ 誓約事項
- ・ その他事業実施条件
- ・ 公共施設等運営権の処分
- ・ 契約期間及び契約満了に伴う措置
- ・ 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- ・ 雑則

### 2. 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、町及び運営権者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

協議の方法等については、実施契約において定める。

### 3. 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、釧路地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

町又は運営権者は、本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり、実施契約を解除又は終了できるものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、町又は町の指定する第三者に対する業務の引継ぎが完了するまでの間、自らの責任と費用負担で本事業を継続するものとし、運営権設定対象施設及び本事業の実施のために運営権者が所有する資産の処分については、第1.1.(6)-③-BからD)までの規定に従うものとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）に定める。

#### (1) 運営権者の事由による実施契約の解除

##### ① 解除事由

町は、運営権者の責めに帰すべき事由により実施契約の履行が不能になったとき等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、催告を経ることなく実施契約を解除することができる。

町は、運営権者がその責めに帰すべき事由により実施契約上の義務を履行しないとき等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、運営権者に対して是正の指示を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めた上で、運営権者が当該期間内に是正をすることができなかつたときは、解除事由を記載した書面を送付した上で、直ちに実施契約を解除することができるものとする。

##### ② 解除の効果

町は、実施契約の解除に伴い、運営権を取り消す。

運営権者は、町に対し、実施契約に定める違約金（契約の解除原因となった事由により、町に生じた損害が当該金額を超えるときはその金額）を支払う。

#### (2) 町の事由による実施契約の解除又は終了

##### ① 解除又は終了の事由

町は、実施契約を継続する必要がなくなったとき又は実施契約を解除することが必要と認めるときには、運営権者に対し6ヵ月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。

運営権者は、町の責めに帰すべき事由により、一定期間町が実施契約上の義務を履行しない場合又は運営権者による実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。

なお、町が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったときは、実施契約は当然に終了する。

## ② 解除又は終了の効果

町は、実施契約を解除する場合、運営権を取り消す。また、町が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったことによる実施契約の終了の場合、運営権は当然に消滅する。

町は、運営権者に対し、契約の解除又は終了の原因となった事由により運営権者に生じた損害を補償する。ただし、運営権者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、町の支払額からこれを控除する。

## (3) 不可抗力による実施契約の解除又は終了

### ① 解除又は終了の事由

不可抗力を原因として、運営権者による本事業の継続が困難となり、これについて町が運営権設定対象施設の復旧等の対応措置を講じたにもかかわらず、本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明したときは、町又は運営権者は実施契約を解除することができる。

なお、不可抗力を原因として運営権設定対象施設が滅失したときは、実施契約は当然に終了する。

### ② 解除又は終了の効果

不可抗力を原因として実施契約を解除する場合、運営権者は、町の選択に従い、運営権の放棄又は町の指定する第三者に対する無償譲渡を行うものとする。

不可抗力により町及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

なお、不可抗力を原因として運営権設定対象施設が滅失したときは、運営権は当然に消滅する。

## (4) 法令等変更（特定条例等変更を除く。）による実施契約の解除又は終了

### ① 解除又は終了の事由

運営権者に不当な影響を及ぼす法令、政策の変更等実施契約に定める一定の事由を満たす法令等変更（但し、(5)に定める特定条例等変更を除く。）を原因として、本事業の継続が不可能若しくは著しく困難であること等の実施契約に定める事由が判明したときは、町又は運営権者は実施契約を解除することができる。

## ② 解除又は終了の効果

運営権者に不当な影響を及ぼす法令、政策の変更等実施契約に定める一定の事由を満たす法令等変更（但し、(5)に定める特定条例等変更を除く。）を原因として実施契約を解除する場合、運営権者は、町の選択に従い、運営権の放棄又は町の指定する第三者に対する無償譲渡を行うものとする。

法令等変更（但し、(5)に定める特定条例等変更を除く。）により町及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

## (5) 特定条例等変更による実施契約の解除又は終了

### ① 解除又は終了の事由

特定条例等変更が判明したときは、運営権者は実施契約を解除することができる。

### ② 解除又は終了の効果

特定条例等変更を原因として実施契約を解除する場合、町は、運営権者に対し、契約の解除又は終了の原因となった事由により運営権者に生じた損害を補償する。ただし、運営権者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、町の支払額からこれを控除する。

## (6) 需要の変動その他経営困難

### ① 解除又は終了の事由

第3.-2.-.(4)に定める需要の変動その他経営困難が生じ、かつ、町による対応措置が講じられたにもかかわらず、運営権者による経営状況の改善が不可能若しくは著しく困難であると町が判断した等の実施契約に定める事由が判明したときは、町は実施契約を解除することができる。

### ② 解除又は終了の効果

需要の変動その他経営困難を原因として実施契約を解除する場合、運営権者は、町を選択に従い、運営権の放棄又は町の指定する第三者に対する無償譲渡を行うものとする。

解除により町及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

## 2. その他の事由により本事業の継続が困難となった場合の措置

実施契約に従い、改善等の措置を講じる。

### 3. 金融機関又は融資団と町との協議

町は、本事業の安定的な継続を図るために、必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

## 第7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

### 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けられる可能性がある場合は、町は、これらの支援を運営権者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

### 3. その他の措置及び支援に関する事項

町は、運営権者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。